

土地貸付の事務手続誤りの発生について

この度、土地貸付の事務手続誤りが発生しました。

対象者の方々には、多大なるご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止と適切な事務処理を徹底してまいります。

1 概要

現在整備を進めている道路予定区域における土地貸付の申し出に対し、取り扱い種別の判断を誤り、本来は道路法に基づいた取り扱いをすべきところ、誤って地方自治法に基づく行政財産使用許可決定をしたため、許可を取り消して使用料を還付するもの。

納入済みの行政財産使用料は、還付加算金を付けて対象者に返還し、その後、道路法に基づき占用料を納入いただく。

既に対象者の方々に謝罪し、手続きの説明を行い、ご理解をいただいている。

対象者	使用許可期間	使用料	還付加算金	(参考) 占用料
A社	R3.8～R3.10	363,364 円	12,000 円	—
B社	R4.9～R7.3	15,749,905 円	246,600 円	6,524,189 円
C社	R6.6～R7.1	2,923,225 円	22,700 円	1,201,818 円
計		19,036,494 円	281,300 円	7,726,007 円

2 経緯

令和7年2月に新規の貸付相談があり、取り扱い種別を判断する際に、過去の事例を確認したところ、誤りが判明した。

3 原因及び再発防止策

今回の対象地が、整備前であり道路として供用されていないこと、及び、道路占用許可を行う中央区建設課へ移管する前であったため、中央区建設課による道路占用許可ではなく、行政財産として使用許可すべきであると誤認した。

今後は、供用の有無や管理部署に関わらず、道路区域として決定した土地は、道路法が優先することを職員に周知徹底するとともに、都度、道路区域であるか確認を行い、地方自治法なのか道路法等の個別法に基づくのかを適切に判断し、根拠法令に沿った対応を行う。

都市政策部新潟駅周辺整備事務所 清水

電話 025-245-1260

※本件に関するお問い合わせは午後5時までをお願いします。